平成２２年（フ）第２６１号
兵庫県伊丹市行基町２丁目23―１　アンビエンテ伊丹301、住民票上の住所兵庫県伊丹市御願塚１丁目６番24号
債務者　浦谷　桃子（旧姓古結）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０４号
大分市賀来南１丁目４番１―208号　ベルビュ賀来Ｈ８
債務者　倉橋　　功
１　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２８３号
大分市大字中戸次1466番地の１
債務者　後藤　章良
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２０号
大分市岩田町４丁目３番２Ａ５―145号
債務者　杉田佳奈子
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３９７号
千葉県松戸市五香南２丁目10番地の16エスペランサⅡ107号
債務者　福嶋　浩康
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０２号
千葉県柏市増尾台２丁目17番１―３号
債務者　濱野　七重
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０７号
千葉県松戸市五香西１丁目27番地の１　エスポワール松戸元山Ⅱ201号
債務者　馬場　裕司
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２０号
千葉県松戸市松戸2288番地の４富士ビューハイツ303号
債務者　河上奈美子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２４号
千葉県柏市高田1242番地３サンヒルズ柏Ａ―304号
債務者　松澤千恵子（旧姓高野）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２９号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1761番地の３　ロイヤルエクセラージュ南流山306
債務者　加藤　洋介
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４３２号
千葉県松戸市中根115番地の６プロムナード５―1402
債務者　藤原千代子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４６４号
千葉県野田市木間ケ瀬698番地26
債務者　中嶋美由紀（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７２号
千葉県我孫子市泉２番３―106号
債務者　小林　　真
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７６号
千葉県流山市大字西平井553番地の１
債務者　岸　　雅保
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８６７号
愛知県春日井市牛山町444番地１
債務者　吉崎　利恵
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１６号
神戸市北区山田町小部字南山２番地の456県住１―817号
債務者　清水　秀行
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５３５号
名古屋市北区下飯田町４丁目71番地　中山ハイツ203号
債務者　杉山　敏雄
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部